

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民が文化芸術に触れる機会を創出するため、地域での文化芸術イベントを開催することを支援する東浦町文化芸術イベント開催支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、文化芸術イベント等を開催する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助対象団体としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体
- (2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が関与している団体
- (3) その他町長が適当でないと認めた団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 町内で行う事業であって、町民に対し、文化芸術に触れる機会を供する事業
- (2) 参加者を限定せず、特定の受益者を対象としない事業
- (3) 来場者が200名以上見込まれる事業
- (4) 過去に町内での開催実績がない事業
- (5) 補助金の申請をした日が属する年度内に完了する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業
- (2) 町が交付する他の補助金等の交付を受けている事業
- (3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、国、県等から補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を当該補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、20万円又は補助対象経費のいずれか少ない額（営利の目的を持って事業を営む団体又は営利の目的を持って徴収する費用がある団体にあつては、20万円又は補助対象経費の3分の2のいずれか少ない額）を限度として、予算の範囲内で町長が定める額とする。

2 前項の規定による額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるも

のとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約その他の団体の概要が分かる書類
- (4) 団体の構成員が分かる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付・不交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業の廃止若しくは中止の決定をしたときは、完了の日又は廃止若しくは中止の決定の日(以下「完了等の日」という。)から起算して30日を経過した日又は完了等の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金実績報告書(様式第3)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 決算書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金確定通知書(様式第4)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金請求書(様式第5)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる申請に係るものについて適用し、同日前にされた申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月17日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる申請に係るものについて適用し、同日前にされた申請に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1 報償費	講師謝金、協力者に対する謝礼金等
2 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費（事業の実施に不可欠と認められるお茶代等に限る。）
3 役務費	通信運搬費、保険料
4 使用料及び賃借料	会場使用料、事務所等の賃借料、機械・器具借上料
5 備品購入費	事業に必要な器具等の購入費
6 その他の経費	町長が必要と認めるもの

様式第1（第6条関係）

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付申請書

年 月 日

東浦町長

団体名

代表者職氏名

電話番号

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額

円

添付書類

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）規約その他の団体の概要が分かる書類
- （4）団体の構成員が分かる書類
- （5）その他町長が必要と認める書類

様式第2（第7条関係）

第 号
年 月 日

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付・不交付決定通知書

様

東浦町長

年 月 日付で申請のあった東浦町文化芸術イベント開催支援補助金を下記のとおり交付します。

交付金額 記 円

条件

様式第3（第8条関係）

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金実績報告書

年 月 日

東浦町長

団体名

代表者職氏名

電話番号

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業完了日 年 月 日

添付書類

- (1) 決算書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第4（第9条関係）

第 号
年 月 日

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金確定通知書

様

東浦町長

年 月 日付けで実績報告のあった東浦町文化芸術イベント開催支援補助金については、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額

円

様式第5（第10条関係）

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金請求書

年 月 日

東浦町長

団体名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました
東浦町文化芸術イベント開催支援補助金を次のとおり請求します。

補助金請求額

円

付 記